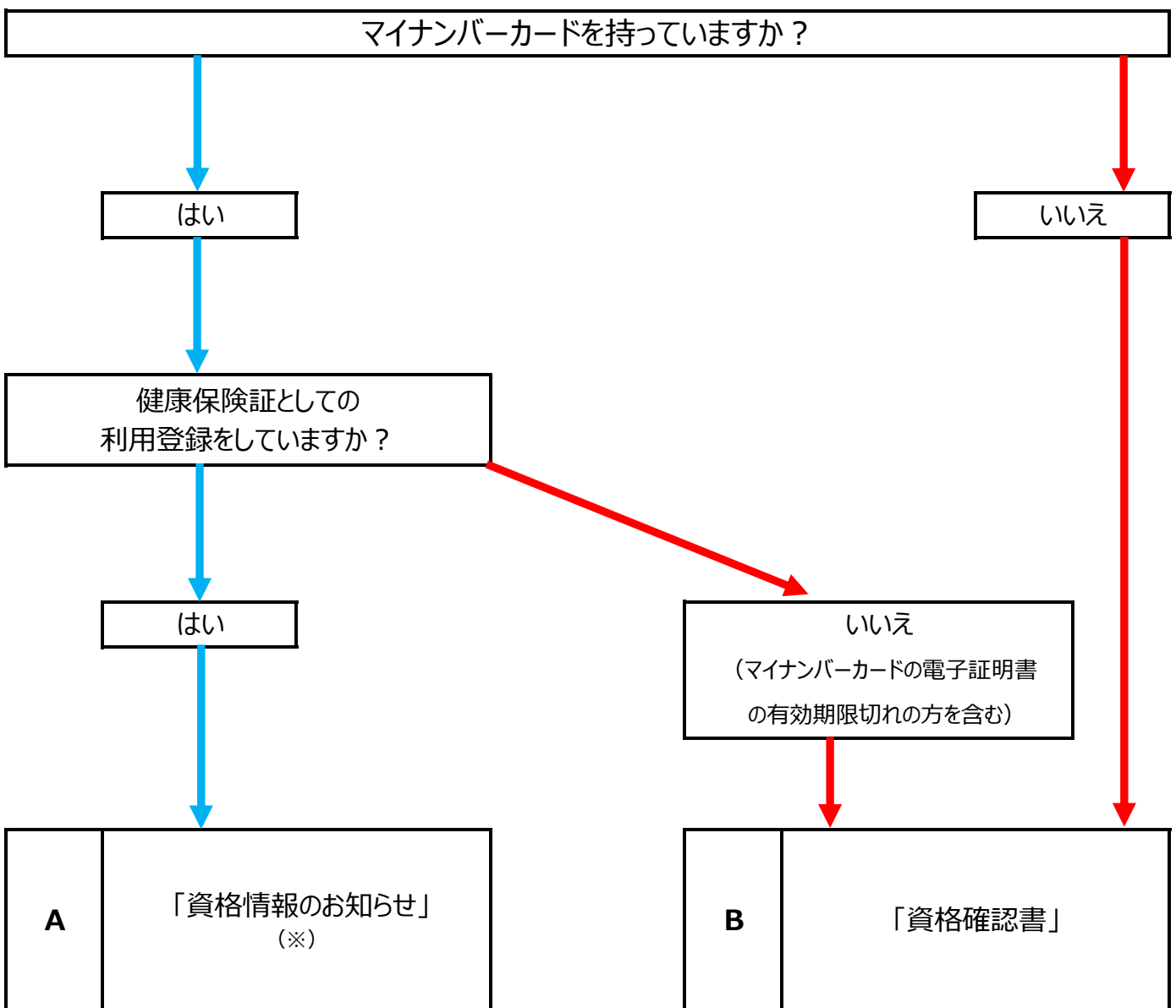


令和6年12月2日から健康保険証は新たに発行を行わず、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。

※「マイナ保険証」とは、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードのことです。

下記のフローチャートにより、A・Bのどちらかの書面を交付いたします。相違がある場合は、必ずお申し出くださるようお願いいたします。

また、Bを交付後にマイナンバーカードの健康保険証利用登録をされた方は、Aを交付しますのでご連絡ください。



※医療機関より提示を求められる場合がございますので、ご携帯ください。

・マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除はできます。解除を希望する方は、当組合までお申し出ください。

(令和6年12月2日)